

# 松伏町多世代交流学習館「メロディー」

## 施設利用案内



埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1253番地

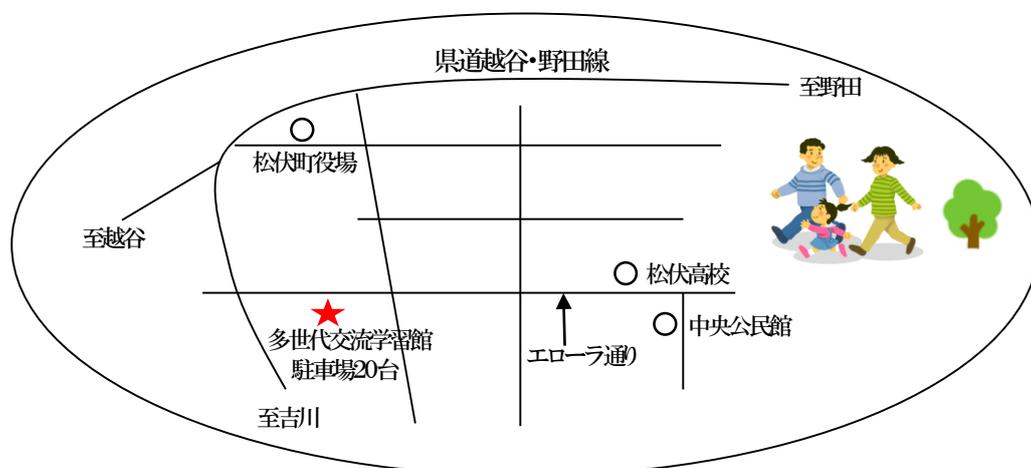
TEL 048-991-2338

FAX 048-992-0890

○開館時間 午前9時から午後9時まで

○休館日 月曜日（祝日の場合は火曜日）・年末年始（12月29日から1月3日）

※管理上必要なときは、臨時休館する場合があります。



### 交通案内

東武スカイツリーライン北越谷駅東口

「エローラ」行き・「ゆめみ野東」行きバス「多世代交流学習館」下車

# 多世代交流学習館の使用にあたって

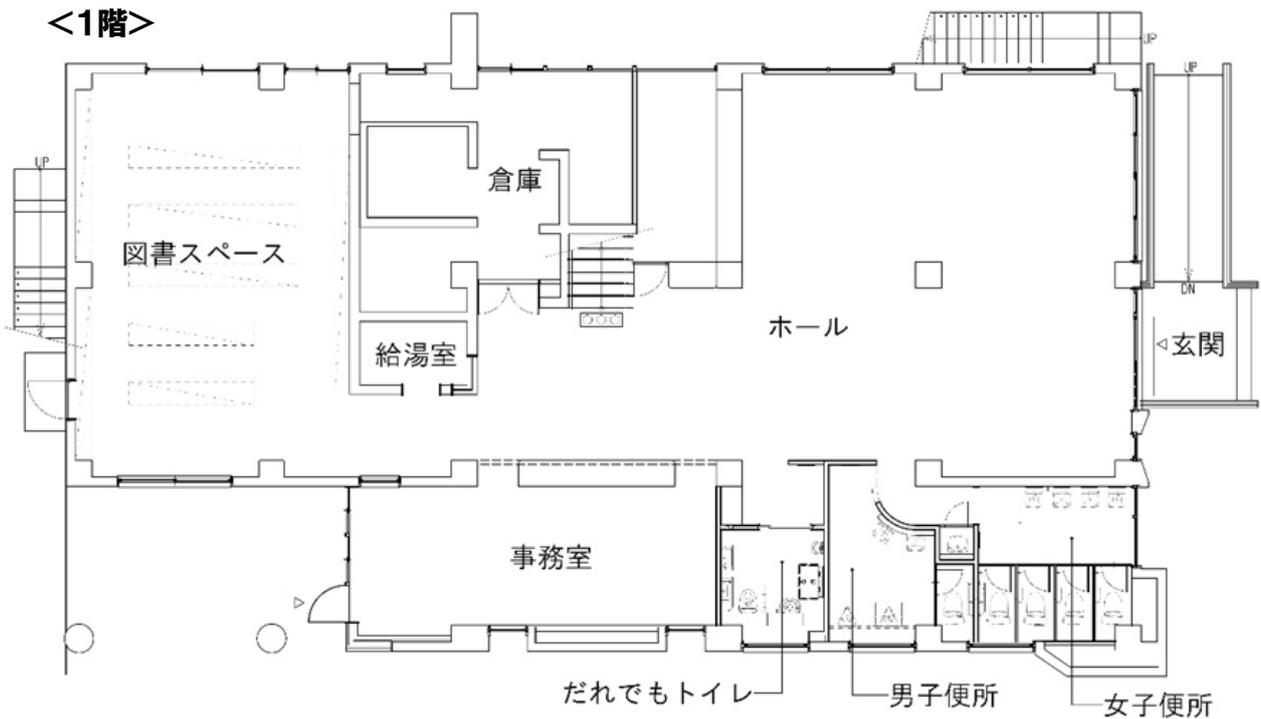
## 施設使用料（1時間あたり）

施設の名称	面積	定員	金額		備考
			町内	町外	
多世代交流 ホール	109.7 m <sup>2</sup>	100名	600円	1,200円	
研修室	76.6 m <sup>2</sup>	50名	600円	1,200円	全面利用時
			300円	600円	半面利用時



### 備考

- 1 町内とは、松伏町に住所を有する方、在勤する方及び在学する方をいい、町外とは、町内の方以外の方をいいます。
- 2 この表に定めるもののほか、時間を延長して使用する場合は30分（30分未満は30分）を単位として算出した額になります。
- 3 使用料の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てます。



<ホール>



<キッズスペース>



<図書スペース>

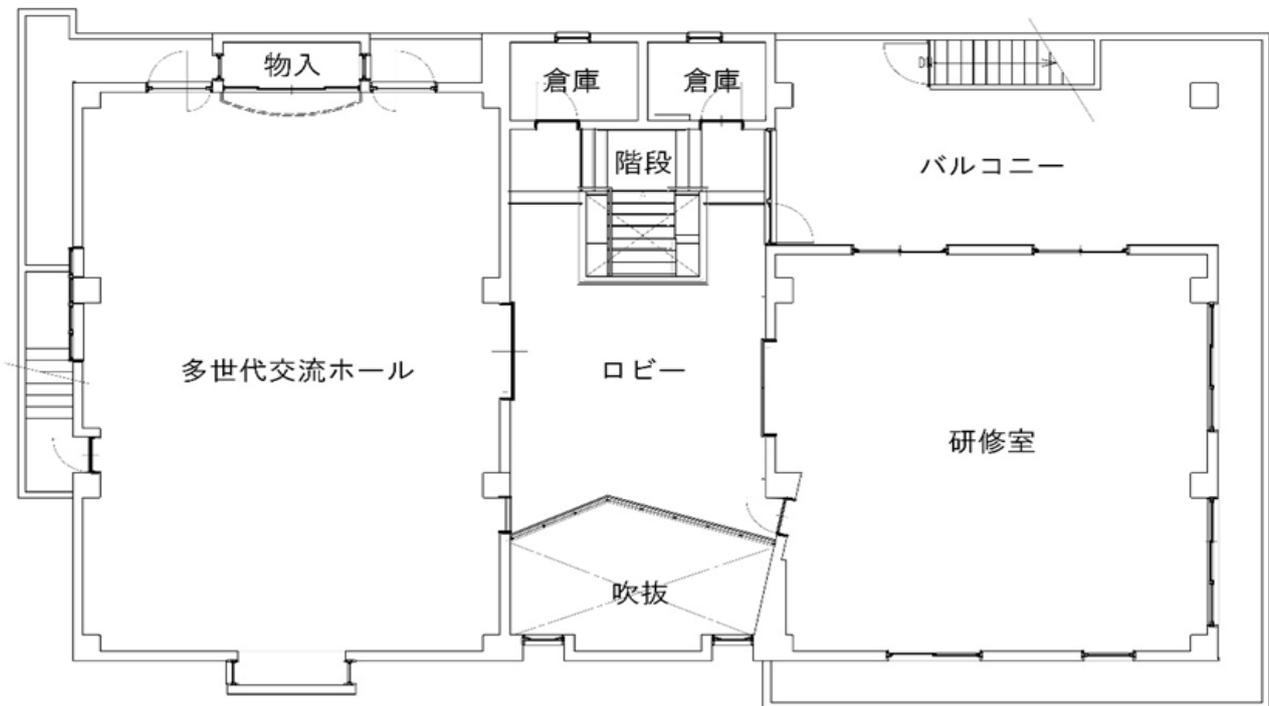
附属設備使用料（1時間あたり）

設備の名称	単位	金額	設備の名称	単位	金額
CDラジカセ	1台	300円	譜面台	1台	50円
ミニコンポステレオ	1台	300円	アップライトピアノ	1台	500円
ワイヤレスアンプ	1台	300円	電子ピアノ	1台	500円
ワイヤレスマイクロホン	1本	100円	持込電気器具	1台	50円
16ミリ映写機(ポータブル)	1台	500円	ミシン	1台	50円
テレビ・ビデオデッキ	1式	300円			

備考

- 1 この表に定める金額は、1時間あたりの額となります。ただし、16ミリ映写機（ポータブル）は、1回あたりの額となります。
- 2 この表に定めるもののほか、時間を延長して使用する場合は、30分（30分未満は30分）を単位として算出した額となります。
- 3 音響・視聴覚設備に要する技術料（ピアノの調律料を含む）は、この表の金額には含みません。
- 4 使用料の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てます。

<2階>



<多世代交流ホール>



<研修室>



<ロビー>

### 使用時間

- 使用することができる時間は、午前9時から午後9時までです。
- 貸室使用は1時間単位（毎時0分から）です。
- 使用時間には、開錠・準備から片付け・施錠までの時間が含まれています。

### 使用申込み（貸室使用）

- 使用許可申請書に必要事項を記入し、多世代交流学習館事務室に提出してください。
- 使用しようとする日の属する月の3か月前の1日から使用申込みができます。
- インターネット、電話及び口頭による申込みは行っておりません。（予約状況の確認はできません。）

### 使用の許可

- 使用許可内容以外の目的の利用はできません。
- 使用許可をうけた施設や附属設備の権利を、他の人や団体に譲渡・転貸することはできません。

### 使用の制限

- 次の場合は、施設の使用は許可できません。
- 物品販売又は役務の提供を主目的とする興行、催事等を行うと認められるとき。（もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に多世代交流学習館の名称を利用させその他営利事業を援助するとき）
  - 特定の政治活動若しくは宗教活動に使用し、又はこれらを伴うおそれがあると認められるとき。
  - 多世代交流学習館の管理上支障があると認められるとき。
  - 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。
  - その他多世代交流学習館の設置の目的に反すると認められるとき。

### 使用許可の取消

- 次の場合は、施設使用を停止することや使用許可を取り消すことがあります。
- 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
  - 使用許可の条件や職員の指示に従わないとき。
  - 多世代交流学習館の管理上必要があるとき。

### 使用料

- まんまるよやく（埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム）の利用者登録済の方は、使用した日の属する月の翌月の指定日に登録口座から引落としとなります。
- 使用許可の申請時にあわせて現金で納入してください。

### 使用料の還付

- 原則として、納入された施設使用料はお返しできません。
- ただし、次の場合には施設使用料をお返しできますので、速やかに所定の手続きを取ってください。
  - ・天災など施設の管理上特に必要があるため、使用をお断りするとき。
  - ・施設を使用する日より15日前に当たる日までに使用の取消をしたとき。

### その他

- 施設使用時は、使用許可書を事務室に提示してください。
- また、使用後は使用人数を事務室に報告してください。
- ごみは各自でお持ち帰りください。

